

「住まいのバリアフリーコンペティション」Q&A(よくある質問)

Q1 作品を出展したいのですが、条件としてバリアフリー施工の優れた事例とありますがどのようなものが募集対象となりますか？

A1 応募の目安として募集要項2募集内容①、②、③を示しましたが、それらに該当しなくても将来を見据えた何らかのバリアフリー施工がなされているもの、デザイン性に優れ効果的なバリアフリー化が行われているもの、部分的な改修であっても施主の希望が十分反映され、生活の質の向上が図られているものなどが募集の対象となります。

Q2 審査の視点として「居住者の心身の状況に配慮されたバリアフリー施工がなされていること」とされていますが、介護保険による住宅改修がなされたものでなくても応募できますか？

A2 介護保険による住宅改修がなされたものでなくても結構です。また、対象も高齢者のみでなく心身障害あるいは将来を見据えた新築、改修でも結構です。少しの工夫で効果のあった事例なども募集の対象となりますので是非ご応募ください。

Q3 施主、設計者、施工者が連名で応募するのですか？1者か2者でかまわないのですか？また、設計者のみで応募する場合、施主さんも表彰してもらえないのですか？

A3 応募資格は、応募する住宅に携わった方であれば、1者での応募、連名での応募のいずれも可能ですが、応募の際は関係者の方と調整のうえ、ご応募ください。表彰の対象者は応募者となります。設計者のみで応募された場合は設計者の方のみが表彰され、施主さんは表彰されません。また、設計者及び施主の方との連名による応募が可能です。連名の場合は、連名で表彰いたします。

Q4 同じ作品を他のコンペにも応募してかまいませんか？

A4 既に他のコンペティション等で受賞された作品は応募できません（募集要項2募集内容）。このため、同じ作品を同時期に行われる他のコンペティションに出展し受賞された場合は、受賞の対象から外れます。

Q5 現地審査はありますか？

A5 施工済みの事例で実在しているものを応募対象としています（募集要項2募集内容）。このため、受賞に際して実在しているかどうか現地を確認させていただく場合があります。その場合は、事前に応募者の方にご連絡をとらせていただきます。

Q6 応募作品が他の知的所有権を侵害することのないようにとは具体的にどういうことですか？

A6 知的創造物についての権利として知的所有権が設定されているアイデア・工法などについては、著作権等の権利が保護されていますので、出展の際にはそれらに抵触していないことをご確認ください。

Q7 パネルの縁取りは自由ですか？

A7 パネルに表現していただく内容は、募集要項4応募方法（1）提出物のとおりです。必要事項が記載されていれば、レイアウトやデザインは自由です。

Q8 建築確認済み等の証明はいらないのですか？

A8 応募に際して、建築確認済証を提出する必要はありませんが、建築基準法等関係法令の各種規定を遵守していることが必要です（募集要項2募集内容）。

Q9 パネルの表現力は審査の対象とするのですか？

A9 作品の審査は、以下に示す点（募集要項7審査方法参照）を重視して審査します。わかりやすい表現を心がけてください。

- ・ 居住者の心身の状況に配慮されたバリアフリー施工がなされ、豊かな住環境が創出されていること。
- ・ デザイン性に優れており、効果的なバリアフリー化が行われていること。
- ・ 経済性に配慮され、効率的に計画されていること。

Q10 審査は新築、リフォームの別、手すり、水まわりなど部門別になるのですか？

A10 部門は特に設けていませんが、住宅全体ではなく部分的なバリアフリー施工の場合も募集対象となりますので是非ご応募ください。また、最優秀賞、優秀賞、協賛いただいた団体・企業等の賞を設けています。

Q11 審査経過や審査基準はどの程度公表されるのですか？

A11 受賞結果、受賞作品及び受賞作品の講評について発表会及び協議会のHP等で公表します。審査基準については公表しません。

Q12 受賞作品は公表ということですが、市町村や居住者の心身の状況などのプロフィール欄も公表されるのですか？

A12 受賞作品についてはパネルの公表のほか作品の解説として、所在地（区市町村名まで表示）、家族構成、施工完了年月日、施工面積、工事費等を公表させていただく予定です。プロフィール票に記載いただいた「居住者の心身の状況」欄については公表しませんが、「作品の説明」については、作品と合わせて公表させていただきます。このため、居住者の心身の状況に関する記載については、十分ご配慮ください。